

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 字の区域の変更(三件)
- 土地改良法による換地処分(四件)

告 示

鳥取県告示第九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による東森岡地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十年一月十日現在の地番による。)
森岡町字旭出見	森岡町字旭出見のうち一一の二、三四の三、三四の四、三五の二、三六の二、三六の三、三六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
森岡町字大見山	森岡町字旭出見一一の二、三四の三、三四の四、三五の二、三六の二、三六の三、三六の四及びこれらと一体をなす国有地 森岡町字大見山のうち五八の一部、五九の一部、五九の二の一部、六〇の一部、六一の一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
森岡町字更始	森岡町字大見山五八の一部、五九の一部、五九の二の一部、六〇の一部、六一の一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 森岡町字更始のうち九九の二の一部、九九の四の一部以外の区域
森岡町字千支前	森岡町字更始九九の二の一部、九九の四の一部 森岡町千支前のうち一一の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 森岡町字丙二二七、二二七、二四〇、二四一、二四二の二、二四二の四と一体をなす国有地の一部
森岡町字丙	森岡町千支前一一の二の一部及びこれと一体をなす国有地 森岡町字丙のうち二二七、二二七、二四〇、二四一、二四二の二、二四二の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 森岡町字丁二六二の二と一体をなす国有地の一部

鳥取県知事 西 尾 邑 次

渡町字中藪	渡町字下大沢八三九の二の一部、八三九の六の一部、八三九の七の一部以外の区域 九の七の一部 渡町字中藪の全域
渡町字苗代田	渡町字苗代田のうち一〇七八の七、一〇八一の五、一〇八二の三、一〇八三の六、一〇八四の三、一〇八五の三、一〇八六の三、一〇八八の七、一〇九一の三、一〇九二の三、一〇九四の七、一〇九五の三、一〇九六の二の一部、一〇九六の三及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第五十二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年二月二十八日

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年十一月十八日現在の地番による。）
真野字菘本松	真野字菘本松のうち一六九の五七の一部以外の区域
真野字大成	真野字大成の全域
清原字ウネ原	清原字ウネ原のうち一〇四四の二から一〇四四の三までの一部、一〇四四の九二から一〇四四の九六までの一部以外の区域
清原字五十久保ノ前	清原字五十久保ノ前一〇五三から一〇五五まで及びこれらと一体をなす国有地 清原字五十久保一〇六一の一部、一〇六四の一部、一〇六五の一部及び一〇六一と一体をなす国有地の一部
清原字五十久保	清原字五十久保ノ前のうち一〇五三から一〇五五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
清原字五十久保	清原字ウネ原一〇四四の二から一〇四四の三までの一部、一〇四四の九二から一〇四四の九六までの一部 清原字五十久保のうち一〇六一の一部、一〇六四の一部、一〇六五の一部及び一〇六一、一〇八二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
番原字打越	番原字打越一五六の二の一部 番原字打越一五六の三と一体をなす国有地の一部 番原字打越のうち一五六の二の一部以外の区域
番原字鍛立下	番原字鍛立下一六一の一部 番原字鍛立下のうち一六一以外の区域

鳥取県告示第二百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、境港市農業協同組合が行う土地改良事業に係る東森岡地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、境港市農業協同組合が行う土地改良事業に係る下大沢地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第一―二工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第五―二工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次